



横浜市会 議会局 発行 令和5年7月 横浜市会 議会局秘書広報課 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 TEL: 045(671)3040 FAX: 045(681)7388 ホームページ https://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/

デザイン: 株式会社アーチ 印刷: 株式会社横濱大氣堂



■目次

● 市会の仕事 市会の役割・仕事 1 市会と市長 2 市会の権限 3 市会の構成 議員 5 議長と副議長 6 ● 市会の運営 会派 6 会派別議員一覧 7 定例会と臨時会 11 議事堂 8 本会議 議場配置図 8 委員会 12 会議の流れ 13 議会局 9 常任委員会一覧 14 特別委員会一覧 市会運営委員会 17 会議の原則 18 市民と市会 市民の権利と義務 請願と陳情 議会広報の概要について 22 ● 市会議員名簿 24 ● 案内図 市会議事堂周辺案内図 35 市会議事堂内案内図 36

| 市会の役割・仕事

市会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成される市民の代表であり、市 民自治の要です。

日本国憲法は、地方公共団体の制度として、議会の議員と長をそれぞれ住 民が直接選挙し、議事機関としての合議制の議会と執行機関としての長によ る二元代表制をとっており、議会と長とは、相互に独立・対等の立場で、互 いに尊重し、抑制と均衡を保ちながら、それぞれの特性を活かし、適切にそ の役割を果たすことが求められています。

近年、地域のことは地域が決める市民自治を実現するため、地方分権社会 への転換が進められています。日本最大の人口を有する基礎自治体である横 浜市においては、大都市特有の課題をはじめ、多くの市政課題が高度化、複 雑化しています。そのような中、多くの権限と責任を担う大都市の議会とし て、横浜市会は、その果たすべき機能を最大限に発揮していかなければなり ません。

市会は市民の代表として、市民の多様なニーズを把握し、市政の推進・発 展を目指し、約377万人の市民生活をより一層豊かで潤いのあるものにして いくために尽力しています。

「市会」という呼称の由来

明治21年(1888年)に「市制」という法律が制定されました。「市制」は 翌明治22年4月1日に施行され、この日、横浜市を含む31の「市」が誕生



明治22年当時の市役所

しました。この「市制」の中で、市には 「市会」を置くと定められていたため、 当時は全ての市が「市会」と呼んだの です。その後、昭和22年(1947年)に 地方自治法が公布され、市の議会のこと は「市議会」と呼ぶことになるのです が、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の 5市は、それまでどおり「市会」という 呼称を使用し、現在に至っています。

● 市会と市長

横浜市民が安心して快適に暮らしていけるように、市政をどのように運営するかについては、市民の意見が十分に反映される必要があります。しかし市政の運営について、市民全員で話し合って決めることは難しいため、「市会議員」と「市長」を選挙で選び、それをゆだねています。

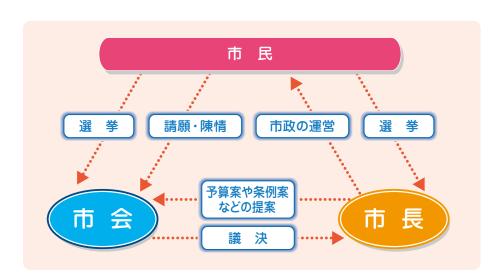
この制度のことを「二元代表制」といい、市会のことを「議決機関」、市長をはじめ、教育委員会、選挙管理委員会、人事



委員会、農業委員会の各行政委員会及び監査委員を「執行機関」といいます。

市会と市長は独立・対等の立場で市政を担う「車の両輪」のような関係にあり、互いのけん制と調和により、公正な行政を確保し、市民の意思を尊重した、より良い市政の実現を目指しています。

市長は、予算案や市の法律ともいえる条例の案など、市政を運営する上で重要な事柄について法に基づき市会に提案します。市会はそれらについて審議し、議決します。市長はその議決に基づき、市政を運営します。



| 市会の権限

議決権

市が行う事業の予算を定めるとき、条例の制定や改正などをするとき、また、一定額以上の契約を結ぼうとする場合などには、市長は市会の議決を得る必要があります。このように議決を行う権限を議決権といい、議決を必要とする事項(議決事件)は地方自治法で定められています。

議決権は市会の最も本質的な権限で、市会が議決機関といわれるゆえんです。

選挙権

市会の議長、副議長や選挙管理委員などの選挙は、地方自治法等により市会の権限に属するものとされており、これらの選挙を行います。

検査権及び 監査請求権

市会は、市の事務に係る書類や計算書を検閲することなどにより、状況を検査することができます。また、必要があれば監査委員に監査を求め報告を受けます。このように、市の事務管理や金銭の出納などが公正かつ効率的に行われているかを監視するための権限が、地方自治法で定められています。

なお、不当な事実があれば、執行機関にただす措置を取ることができます。

調査権

地方自治法第100条に規定されていることから「百条調査権」 といわれ、市政全般について市会独自に調査を行う権限です。

調査に当たっては強制力が与えられ、関係者の出頭や証言、記録の提出などを求めることができ、正当な理由なしに拒否した者には処罰規定があります。

同意権

副市長、教育委員会委員や人事委員会委員などを市長が選任する際に同意を与える権限です。

これらの選任については、特に重要なものとして、市会の議決 が必要とされています。

| 市会の権限

意見書提出権

本来は市の仕事ではなくても、市に深い関わりのある事柄について、国会や国・県などの関係行政庁に対して意見書を提出し、 市会としての意思や意見を表明することができます。

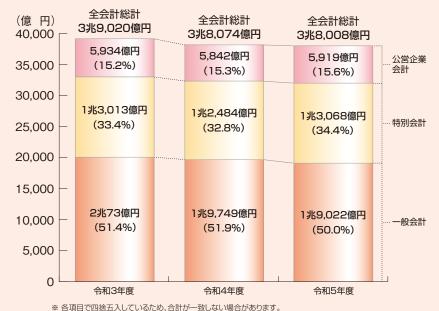
請願及び 陳情の受理

市会は、市政などについての要望を、請願書・陳情書という文書により受理します。関係する委員会に付託された請願・陳情は、慎重に審査されます。

自律権

会議を円滑に進めていくために会議規則を制定するなど、市会 内部の問題について国や市長の干渉を受けずに自主的に定めるこ とができる権限です。

■ 横浜市の予算



※ 日谷日で同児五人のこのでの、日川の、 対のゆい一般日かのうなる

◆ 全会計純計

会計間で相互にやりとりする重複部分を除いた実質的な財政規模を表す令和5年度予算の全会計純計は、3兆1,050億円となっています。

₹ 議員

市会は、選挙権をもつ住民の直接投票で選ばれた議員によって構成されています。 満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上市内に住所がある住民には、 市会議員を選挙する権利(選挙権)があり、またその選挙権を有する満25歳 以上の人には市会議員に立候補する権利(被選挙権)があります。

市会の議員定数は、条例により86人と定められています。市会議員は18の 行政区ごとに選挙されていますが、各区において選挙される議員の数は、その 人口に比例して決められています。

市会議員の任期は4年と定められています。ただし補欠選挙で選出された場合は、前任者の残任期間が任期となります。

現議員の任期は、令和5年4月30日から令和9年4月29日までです。

■ 選挙区別議員数 青葉区 7人 都筑区 5人 港北区 8人 緑区 鶴見区 4人 7人 神奈川区 旭区 瀬谷区 3人 保土ケ谷区 西区 5人 2人 泉区 37 戸塚区 港南区 6人 3人 金沢区

議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙 によって選ばれます。

議長は、市会を代表するとともに、 議事を円滑に運営するため、議場の秩 序を保ちます。また、市会のさまざま な事務をとりまとめ、処理することも 議長の仕事です。

また副議長は、議長が出張や病気な どで職務を行えないときなどに、議長 の職務を行います。



せのま やすひろ瀬之間 康浩



令和5年6月27日の本会議において、第53代議長に瀬之間康浩議員が、第 61代副議長に福島直子議員がそれぞれ選任されました。

// 会派

市会では、同じ主義・主張を持った議員が集まって会派を結成し、活動してい ます。

現在、市会では、会派の結成には2人以上の所属議員が必要となっています。 また、各委員会の委員長などの割り当てや、本会議での発言時間などは各会 派の所属議員数に比例して決められています。

年齢別議員数

(令和5年5月17日現在)

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	計	最年少	最年長	平均年齢
1人	7人	25人	29人	17人	6人	1人	86人	26歳	82歳	54歳

当選回数別議員数

()は女性で内数(令和5年5月17日現在)

当選回数	10	20	30	40	50	60	7回	80	90	10回	110	12回	計
人数	14(7)人	13(5)人	9(4)人	18(2)人	10(2)人	10(1)人	1人	6(1)人	2人	0人	1人	2人	86(22)人

●会派別議員一覧

<かっこ内は選出区>

自由民主党(35人)

団 長…渋谷 健(南)	梶村 充(泉)	清水 富雄(西)	伏見 幸枝(戸塚)
副団長…東 みちよ(鶴見)	鴨志田啓介(緑)	白井 亮次(都筑)	増永 純女(旭)
副団長…藤代 哲夫(神奈川)	川口 広(瀬谷)	鈴木 太郎(戸塚)	松本 研(中)
副団長…横山勇太朗(泉)	黒川 勝(金沢)	瀬之間康浩(港南)	山下 正人(青葉)
青木 亮祐(保土ケ谷)	小松 範昭(神奈川)	関 勝則(磯子)	山田 一誠(鶴見)
伊波俊之助(中)	佐藤 茂(旭)	田野井一雄(港南)	遊佐 大輔(南)
磯部 圭太(保土ケ谷)	佐藤 祐文(港北)	高橋のりみ(金沢)	横山 正人(青葉)
おさかべさやか(青葉)	斉藤 達也(緑)	長谷川琢磨(都筑)	渡邊 忠則(鶴見)
大桑 正貴(栄)	酒井 誠(港北)	福地 茂(港北)	

公明党(15人)

団 長…斉藤	伸一(保土ケ谷)	市来栄美子(都筑)	髙橋 正治(緑)	中島 光徳(戸塚)
副団長…行田	朝仁(青葉)	尾崎 太(鶴見)	竹内 康洋(神奈川)	仁田 昌寿(南)
副団長…望月	康弘(港北)	木内 秀一(旭)	武田 勝久(磯子)	福島 直子(中)
安西	英俊(港南)	久保 和弘(瀬谷)	竹野内 猛(金沢)	

立憲民主党(15人)

団 長…麓 理恵(泉)	大山しょうじ(港北)	中山 大輔(神奈川)	森ひろたか(保土ケ谷)
副団長…大岩真善和(旭)	かざまあさみ(港北)	長谷川えつこ(栄)	谷田部孝一(金沢)
副団長…荻原 隆宏(西)	田中 ゆき(青葉)	花上喜代志(瀬谷)	山浦 英太(戸塚)
越久田記子(緑)	髙田 修平(南)	藤崎浩太郎(青葉)	

日本維新の会(8人)

団 長…くしだ久子(旭)	いそべ尚哉(都筑)	田中 紳一(神奈川)
副団長…伊藤くみこ(青葉)	柏原すぐる(鶴見)	山田桂一郎(港南)
副団長…坂井 太(金沢)	関 嵩史(保土ケ谷)	

日本共産党(5人)

団 長…古谷	靖彦(鶴見)	宇佐美さやか(神奈川)	みわ智恵美(港南)
副団長…白井	正子(港北)	大和田あきお(戸塚)	

民主フォーラム(4人)

団 長…こがゆ康弘(旭)	深作 祐衣(都筑)
副団長…坂本 勝司(戸塚)	二井くみよ(磯子)

無所属(4人)

(太田正孝)…太田 正孝(磯子)	(無所属)… 輿石かつ子(栄)
(井」さくら)…井上さくら(鶴見)	(大野モイ)…大野トモイ(港北)

立憲民主党・・・・・立憲民主党横浜市会議員 日本維新の会・・・日本維新の会横浜市会議員 日本共産党・・・・・日本共産党横浜市会議員	自由民主党自由民主党横浜市会議員区
日本維新の会…日本維新の会横浜市会議員 日本共産党日本共産党横浜市会議員	公明党公明党横浜市会議員图
日本共産党日本共産党横浜市会議員	立憲民主党⋯⋯立憲民主党横浜市会議員団
	日本維新の会…日本維新の会横浜市会議員団
民主フォーラム	日本共産党日本共産党横浜市会議員団
	民主フォーラム

民主フォーラム横浜市会議員団

| 議事堂

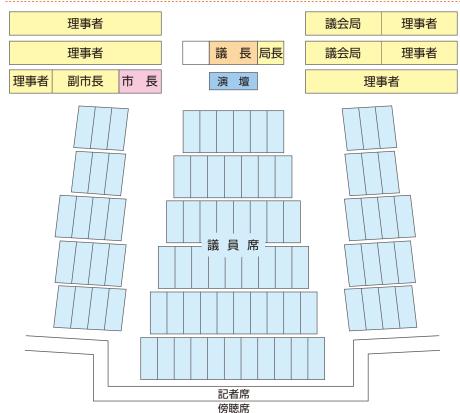
議会活動の中心の場が議事堂です。二元代表制を表現するため、本会議場等を 行政部分から分けて配置し、船をイメージした特徴的な外観としています。議事 堂の中には、6・7・8階吹き抜けの本会議場のほか、会議室、委員会室、正副 議長室、各会派の議員室、議会局執務室があります。また、市民の方にも利用し

ていただける市会図書室や市会PRコーナー などもあります。

本会議場には、正面の議長席を中心とし て、扇形に議席が配置され、議員ごとに席が 指定されています。また、傍聴席・記者席の ほか親子傍聴室が用意されています。



表場配置図



₩ 議会局

市会には事務局として議会局が置かれ、局長と書記が議会活動の補助をして います。

■議会局の機構と主な事務



- ●文書の収受、発送、編さん及び保存 ●局の危機管理に関すること 総務課 に関すること
 - ●公印の管守に関すること
 - ●議員の議員報酬、費用弁償等に関す ること
- ること
- ●自動車の財産管理に関すること
- ●他の課の主管に属しないこと

秘書

- ●議長及び副議長の秘書に関すること ●広聴及び情報公開に関すること
- ●儀式及び交際に関すること
- 広報課●自動車の運行に関すること
 - ●議会に関する広報及び報道に関する こと لے ح
- ●政務活動費に関すること
- ●議長会議その他の諸会議に関すること ●議員の資産公開に関すること
 - ●本会議及び委員会の傍聴に関する

市会事務部

- ●本会議に関すること
- ●常任委員会、市会運営委員会、特別 ること 委員会に関すること
- 議事課 ●全員協議会に関すること
 - ●請願、陳情に関すること

 - ●会議録の調製、会議録検索システム に関すること
- ●委員会及び全員協議会の記録に関す
- ●議決事項の処理に関すること
- ●議決証明に関すること
- ●その他議事に関する事務

政策 調査課

- 分析並びに調査研究に関すること
- ●議会に関する企画に関すること
- ●議員提出議案に関すること
- ●団長会議に関すること
- ●議会の国際交流に関すること
- ●海外視察に関すること
- ●他都市等からの視察の受入れに関す ●市会史に関すること ること
- ●市の施策等に関する情報の収集及び
 ●議会に関する児童及び生徒の理解の 促進に関すること
 - ●市会情報システムに関すること
 - ●議会に関する例規の制定及び改廃に 関すること
 - ●議会に関する不服申立て、訴訟等に 関すること

 - ●市会図書室に関すること

横浜市議会基本条例の制定

「議会基本条例」とは、議会と議員の役割・活動原則、市民と議会、議会と市長との関係など、議会に関する基本的なルールを定める条例です。

近年、「地域のことは地域が決める」という地方分権社会への転換が進められ、 日本最大の人口を有する市である本市においても、大都市特有の課題をはじめ とした多くの市政課題が複雑高度化するなか、横浜市会が市長等への監視や評 価、政策立案などの役割を果たすことが一層求められています。

そこで、横浜市会は市会及び市会議員が果たすべき役割を明確にし、議会に関する基本的な事項を定め、これを市民と共有することにより、より豊かで潤いのある市民生活の実現を図ることを目的に、2年間にわたる横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会での調査・検討、市会運営委員会における協議・市民意見募集を経て、横浜市議会基本条例を制定しました(平成26年2月21日議決、4月1日施行)。

横浜市議会基本条例で規定する主な内容

○議会・議員の役割・活動原則 ○議会運営の原則

○市民と議会との関係
○議会と市長との関係

○議会の災害対応 ○議会の体制整備

○政治倫理等 ○他の条例等との関係、見直し等

横浜市議会基本条例の主な特徴

- ○議会の議決すべき事柄 (議決事件)を①基本構想、②基本計画、 ③各分野における基本的な計画等 (市政の各分野における政策 及び施策の基本的な方向を定める、期間が3年以上で特に重要 な計画等)にまで拡大
- ○区行政との関わりとして、個性ある区づくりの推進に係る予算や区の主要事業について、区において選出された議員でつくる区づくり推進横浜市会議員会議で協議することを規定

| 定例会と臨時会

市会には、定期的に招集される定例会と、必要がある場合にその案件に限り招集される臨時会とがあります。

市会では、条例により定例会の回数を年4回と定め、通例として2月、5月、9月、11月に招集されています。定例会も臨時会も招集をするのは市長の権限ですが、議長が市会運営委員会の議決を経て招集を請求した場合及び議員定数の4分の1以上の議員から請求があった場合には、市長は臨時会を招集しなければなりません。また、議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができます。

定例会及び臨時会では、初めに会期が定められ、原則としてその会期中に本会議や委員会を開き、議案の審議・審査などの議会活動を行います。

√ 本会議

本会議は、議員全員で構成され、市会の意思を決定する会議です。市会に提出された議案や市会としての意見表明などは、最終的にはすべて本会議において議決されます。

議員は招集された日に議場に参集し、原則として議員定数の半数以上の議員が出席したときに、議長の宣告により会議が開かれます。

本会議では、提案された議案についての説明や質疑、賛成・反対意見の表明、そしてその議案を認めるかどうかの採決などが行われます。

また、議員が、市政全般の施策等について、市長などの考えを問いただすー 般質問を行うのを通例としています。

■ 本会議付議等件数一覧 ※陳情件数は、付託された数ではなく、委員会での結論が本会議で報告された数です。

		市長提出案件						議員提出案件		その他の案件				
	条例	予算	決算	計画	契約	その他	条例	決意 議見	その他	選挙	請願	その他	計	(報 報 告) 情 ※
令和2年度	49	53	24	3	22	83	2	10	2	10	62	18	338	23
令和3年度	45	47	24	0	14	92	5	9	3	10	13	21	283	23
令和4年度	43	55	24	4	15	76	2	5	0	10	10	17	261	22

季員会

常任委員会

本会議ですべての議案等をきめ細かく審議することは効率的ではない ので、市の執行機関の所管局別に8つの常任委員会を設置し、議案や請 願・陳情などの審査を行っています。議員は原則1つの委員会に所属し、 委員の任期は1年で、各委員会にはそれぞれ委員長1人と副委員長2人 がいます。常任委員会は、市会閉会中(会期以外の期間)にも、所管する局 の事業などについて、調査・研究するなどさまざまな活動を行っています。

市会運営委員会

市会運営委員会は、各会派の意見を調整する場として設置され、各 交渉会派(所属議員5人以上)の代表者によって市会運営上のさまざ まな事項に関して協議が行われています。また、市会に関する条例な どの議案や請願・陳情などの審査も行っています。委員の任期は1年 で定数は16人としており、委員長1人、副委員長2人のほか、各交渉会 派1人ずつの理事がいます。

特別委員会

市会の運営

特別委員会は、付議事件(市会の議決によって定められた市政の特定 の問題)について審査あるいは調査・研究するため、必要に応じて設置さ れる委員会です。現在、7つの特別委員会が設置されており、各特別委員 会では、付議事件の調査・研究を目的として、委員間の意見交換、事例視 察や参考人意見聴取などを行っています。また、このほかに毎年、当初予 算及び決算の審査を行うために、それぞれ予算第一・予算第二特別委員 会及び決算第一・決算第二特別委員会が設置されるのが通例です。

基本計画特別委員会

令和4年第4回市会定例会において、「横浜市中期計画2022~2025 |を審 香するため、議員全員から成る基本計画特別委員会を設置しました。この議案
 は、同委員会で審査されたのち、本会議において議決されました。

「横浜市中期計画2022~2025 Iには、2040年頃の横浜のありたい姿とし て、共にめざす都市像「明日をひらく都市」が描かれ、その実現に向けた基本戦略

として、「子育てしたいまち 次世代を共に育むま ちョコハマーが掲げられています。その上で、今 後10年程度の9つの戦略と4年間に重点的に取 り組む38の政策及び行財政運営、大都市制度や DXの取り組みなどがとりまとめられています。



√会議の流れ

会議の流れ

当初予算を審議する第1回定例 会を除く通常の定例会の流れは、 下の図のようになっています。

その他の会議

市会には、本会議と各委員会の ほかにも、必要により開かれる会

議があります。その一つに全員協議会があります。

全員協議会は、市政上の重要な問題について検討するために議 **員全員が集まって開かれる会議です。議案などの審議・審査は行** わず、市長などの執行機関から説明を受けたり、意見を述べたり します。



本 会 議 議案上程 議案説明

原則として議

開会

員定数の半数 以上の出席を 必要とし、議長 の開会宣告に より市会の活 動が始まります。

開会日に議案 が提出されます。 議案を議題と することを上 程といいます。

提案者は提出 議案の内容と 提案理由につ いて説明をし ます。

質 疑 議案について、 議員が質問を

議案などを詳 細に審査する し(質疑)、提 ために、関係 の常任委員会 案者がこれに などに付託し 答えます(答弁)。 ます。

委員会付託

議員が市政全 般の施策等に ついて質問し 市長などが答 えます。

一般質問

委 員 会

れます。

各常任委員会では本会議で付託された議案や請願などについて、執行機関から詳しく 説明を受けたり、質疑を行うなど専門的かつ詳細に審査し、委員会として賛成すべきか、 反対すべきかを決定します。

本 会 議

委員会報告

委員会が終わる と再び本会議を 開き、各委員会 での審査の結果 について報告さ れます。

討 論 議決

議案などについ 討論が終了し、 ての賛成・反対 すべての意見が の意見が述べら 出たところで議 案・請願などに ついて賛成か反 対かの議決を行

います。

議長の閉会宣告 で市会の活動は 終わります。

閉会

12 YOKOHAMA CITY COUNCIL

YOKOHAMA CITY COUNCIL 13

市山女只女 男	1 (万仙545月1/6	15011		
委員会名	政策·総務·財政 委員会	国際·経済·港湾 委員会	市民・にぎわい スポーツ文化・消防 委員会	こども青少年·教育 委 員 会
所 管 事 項	重要政策の立案・調整、市政運営の 基本方針、男女共同参画、基地対策、 横浜市立大学、行 政改革、危機管理、 財務、デジタル化 の推進などの仕 事について審査し ます。	国際政策、企業の 誘致、中小企業の 経営支援、雇用就 業対策、消費生活、 港湾施設の整備、 港の振興などの 仕事について審 査します。	情報公開、人権施 策、市民協働、区 政支援、広聴、に ぎわい創出、観光・ MICE振興、文化振 興、火災策の大振 興、火災策、救急、消 防などの仕ます。	青少年育成、保育 所整備、児童福祉、 学校教育、生涯学 習などの仕事につ いて審査します。
定数	11	11	11	11
委員長	横山勇太朗(自)	藤代 哲夫(自)	坂井 太(維)	山浦 英太(立)
副委員長	斉藤 伸一(公)	伏見 幸枝(自)	鴨志田啓介(自)	長谷川琢磨(自)
副委員長	麓 理恵(立)	藤崎浩太郎(立)	木内 秀一(公)	安西 英俊(公)
	青木 亮祐(自)	おさかべさやか(自)	黒川 勝(自)	清水 富雄(自)
	伊波俊之助(自)	斉藤 達也(自)	小松 範昭(自)	増永 純女(自)
	酒井 誠(自)	田野井一雄(自)	瀬之間康浩(自)	山田 一誠(自)
	横山 正人(自)	市来栄美子(公)	尾崎 太(公)	久保 和弘(公)
委員	髙橋 正治(公)	仁田 昌寿(公)	大山しょうじ(立)	かざまあさみ(立)
4 4	大岩真善和(立)	谷田部孝一(立)	田中 ゆき(立)	伊藤くみこ(維)
	柏原すぐる(維)	いそべ尚哉(維)	深作 祐衣(民)	みわ智恵美(共)
	古谷 靖彦(共)	二井くみよ(民)	太田 正孝(太)	井上さくら(井)

健康福祉·医療 委員会	温暖化対策·環境創造·資源循環委員会	建築・都市整備・道路 委 員 会	水道・交通 委員会	
地域福祉、障害者 福祉、高齢者福祉、 健康増進、疾病予 防、食品衛生、感 染症対策、医療 策、地域医療、市 立病院の経営な で審査します。	地球温暖化対策、 環境影響評価、農 業振興、公園·下 水道の整備、ごみ の減量化·資源化 などの仕事につ いて審査します。	都市計画の策定、 住宅政策の調整、 建築物の確認、開 発の許可、駐車場対 策、市街地開発事 業、道路や橋りよう の整備、河野の全対 策、放置自転車対 策などの仕事につ いて審査します。	水源の確保、水質 対策、配水施設の 管理、水道施設の 整備、市営バス路 線の整備・運行管 理、市営地下鉄の 建設・運行管理な どの仕事につい て審査します。	
11	10	11	10	
竹内 康洋(公)	磯部 圭太(自)	高橋のりみ(自)	荻原 隆宏(立)	
福地 茂(自)	東 みちよ(自)	川口 広(自)	大桑 正貴(自)	
中山 大輔(立)	宇佐美さやか(共)	くしだ久子(維)	遊佐 大輔(自)	
佐藤 茂(自)	梶村 充(自)	渋谷 健(自)	佐藤 祐文(自)	
鈴木 太郎(自)	白井 亮次(自)	松本 研(自)	関 勝則(自)	
渡邊 忠則(自)	竹野内 猛(公)	山下 正人(自)	福島 直子(公)	
中島 光徳(公)	越久田記子(立)	行田 朝仁(公)	望月 康弘(公)	
長谷川えつこ(立)	森ひろたか(立)	武田 勝久(公)	髙田 修平(立)	
関 嵩史(維)	田中 紳一(維)	花上喜代志(立)	山田桂一郎(維)	
大和田あきお(共)	輿石かつ子(無)	白井 正子(共)	大野トモイ(ト)	
こがゆ康弘(民)		坂本 勝司(民)		

●特別委員会一覧 (令和5年5月17日現在)

市会の運営

委 員 会 名	大都市行財政制度特別委員会	基 地 対 策特別委員会	減災対策推進特別委員会	新 た な 都市活力推進 特別委員会
付議 事件	大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること。	米軍施設の跡地利用及び早期全面返還の促進等を図ること。	減災及び防災対策の推進に関すること。	オープンイノベーション等による企業支援や誘致促進、グローバル都市の実現、文化芸術創造都市や観光・MICEの推進等に関すること。
定数	12	12	13	12
委員長	伊波俊之助(自)	青木 亮祐(自)	竹野内 猛(公)	田中 紳一(維)
副委員長	仁田 昌寿(公)	渡邊 忠則(自)	山下 正人(自)	斉藤 達也(自)
副委員長	森ひろたか(立)	山田桂一郎(維)	田中 ゆき(立)	行田 朝仁(公)
	東 みちよ(自)	遊佐 大輔(自)	佐藤 祐文(自)	川口 広(自)
	大桑 正貴(自)	横山 正人(自)	白井 亮次(自)	清水 富雄(自)
	梶村 充(自)	横山勇太朗(自)	伏見 幸枝(自)	瀬之間康浩(自)
	高橋のりみ(自)	竹内 康洋(公)	藤代 哲夫(自)	福地 茂(自)
	望月 康弘(公)	福島 直子(公)	斉藤 伸一(公)	市来栄美子(公)
	藤崎浩太郎(立)	荻原 隆宏(立)	武田 勝久(公)	中山 大輔(立)
委員	柏原すぐる(維)	髙田 修平(立)	谷田部孝一(立)	山浦 英太(立)
	古谷 靖彦(共)	宇佐美さやか(共)	伊藤くみこ(維)	関 嵩史(維)
	井上さくら(井)	こがゆ康弘(民)	大和田あきお(共)	大野トモイ(ト)
			二井くみよ(民)	

●市会運営委員会	(令和5年5月17日現在)

健康 づくり ・スポーツ推進 特別委員会	郊 外 部 再生·活性化 特別委員会	デジタル化推進特別委員会	委員会名	市会量営委員会
運動による介護予防等あらゆる世代の健康づくり及び大規模スポーツイベント開催やスポーツ関連施設の整備等スポーツの振興に関すること。	都市の成長の基盤を支える魅力と活力ある郊外部のまちづくりに関すること。	行政のデジタル化の推進による、市民サービスの向上及び業務の効率化に関すること。	協 議 事 項	議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項。
12	12	13	定数	16
小松 範昭(自)	山田 一誠(自)	大岩真善和(立)	委員長	大桑 正貴(自)
酒井 誠(自)	渋谷 健(自)	黒川 勝(自)	副委員長	望月 康弘(公)
中島 光徳(公)	長谷川えつこ(立)	関 勝則(自)	副委員長	荻原 隆宏(立)
田野井一雄(自)	磯部 圭太(自)	おさかべさやか(自)		青木 亮祐(自)
増永 純女(自)	佐藤 茂(自)	鴨志田啓介(自)		黒川 勝(自)
松本 研(自)	長谷川琢磨(自)	鈴木 太郎(自)		高橋のりみ(自)
尾崎 太(公)	安西 英俊(公)	久保 和弘(公)		伏見 幸枝(自)
大山しょうじ(立)	木内 秀一(公)	髙橋 正治(公)		山田 一誠(自)
花上喜代志(立)	越久田記子(立)	かざまあさみ(立)		横山勇太朗(自)
くしだ久子(維)	いそべ尚哉(維)	麓 理恵(立)	委員	木内 秀一(公)
太田 正孝(太)	みわ智恵美(共)	坂井 太(維)		竹野内 猛(公)
輿石かつ子(無)	坂本 勝司(民)	白井 正子(共)		田中 ゆき(立)
		深作 祐衣(民)		藤崎浩太郎(立)
				田中 紳一(維)
				山田桂一郎(維)
				みわ智恵美(共)

// 会議の原則

民主的かつ円滑で効率的な運営を図るため、地方議会にはいろいろな会議 原則があります。

定足数の原則

会議を開いたり、議決を行うときには、一定以上の議員が出席していなければなりません。この最小限必要な出席議員数を 定足数といいます。定足数は、原則として議員定数の半数以上 となっています。

過半数の原則

議事は、特別な場合を除き出席議員の過半数で決めます。議 長には議決に加わる権利はありませんが、賛成と反対が同数に なったときには議長が決定します。

会議公開の原則

本会議は、原則として公開することになっています。公開とは、議員以外の人が会議を傍聴する自由や、新聞・テレビなどの報道機関が会議の状況について報道する自由を認めるとともに、会議録を公開することです。

ただし、出席議員の3分の2以上の多数で議決した場合には、 秘密会として非公開にすることができます。

会期不継続の 原則

議会は会期ごとに独立の存在として活動するもので、会期中に議決に至らなかった案件は、会期終了とともに消滅し、後の会期に引き継がれないのが原則です。これを「会期不継続の原則」といいます。

ただし、例外として、本会議の議決によって、特定の案件を継続審査とした場合は、市会閉会中も委員会でその案件を審査したり、調査することができ、次の会期で改めて提案し直すことなく議決することができます。

一事不再議の 原則

本会議で一度議決された議案などは、原則として同じ会期中 に再び提出することはできないとされており、一つの案件が会 期中に二度審議されることはありません。

● 市民の権利と義務

市民には、市政を自らの手で進めていくうえでの基本的な権利と義務があります。

まず、市の公共財産をみんなで使用し、市の公共サービスを受ける権利があると同時に、市の条例を守ったり市税を納めるなどの義務があります。

また、市民には市政に参加する権利(参政権)があります。参政権としては、選挙に参加する権利のほか、直接請求権として、市の条例の制定・改正などや市の仕事の監査を請求する権利などがあります。さらに市長・市会議員などの解職や市会の解散を求めることもできます。

// 傍聴

傍聴の方法

本会議は公開されており、誰でも傍聴 することができます。

傍聴を希望される方は、本会議当日に 市会議事堂3階の傍聴受付で傍聴券の 交付を受けてください。受付は開会30 分前から開始し、傍聴券の交付は先着 順となります。(本会議場傍聴席数: 216席(うち車いす席8席))



※お子様連れ等で本会議傍聴を希望さ

れる方は、「親子傍聴室」(2部屋)の利用ができます。受付の際にご利用をお申し出ください。

委員会も傍聴することができます。傍聴手続きは本会議の傍聴と同様ですが、傍聴受付開始前に傍聴希望者が定員を超えた場合には抽選となります。定員は、各委員会室及び運営委員会室が20席、大会議室が40席(ただし、部屋を仕切って使用する場合は、30席)となります。

※各会議の傍聴の際には、受付時に配布する注意事項をご確認の うえ傍聴をお願いします。

なお、本会議や委員会については市会議事堂内のモニターテレビで中継を視聴できます。特に手続きは必要ありませんので、当日市会議事堂までお越しください。

問合せ先 議会局秘書広報課 ☎(671)3040

18 YOKOHAMA CITY COUNCIL

| 請願と陳情

請願と陳情の 審査

市政などについての意見や要望があるときは、どなたでも請願書や陳情書を市会議長あてに提出することができます。

請願書を提出するときは、市会議員の紹介を必要としますが、 陳情書の場合は、その必要はありません。

請願の場合は、常任委員会などで審査した上で、本会議で「採択」か「不採択」かを決定し、その結果を請願者へ通知します。

陳情の場合は、議会が関係行政庁に意見書を提出することを要望するものなど、議会の機関意思の決定に関する陳情については、常任委員会などに付託し、その審査結果を本会議に報告した後、陳情者に通知します。

それ以外の行政への要望に関する陳情書については、議長が市 長の回答を求め、その旨を陳情者に通知します。

※陳情の内容によっては、委員会での審査や市長等からの回答を 求めない取扱いとすることがありますので、ご注意ください。



市民と市会

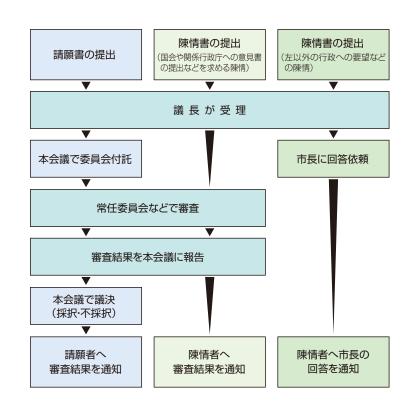
* なるべくA4判にしてください。 (なお、市会ホームページから書式を ダウンロードすることができます。)

■請願書・陳情書の提出方法

左の例を参考にして、議会局へ提出してください。

- 1 日本語を用いた文書で提出してください。なお、点字で提出する場合は、なるべく訳文を添付してください。
- 2 「請願書(陳情書)」と明記し、提出年月日を記載の上、あて先を議長としてください。
- 3 請願者(陳情者)の住所を記載し、署名又は記名押印してください。(法人の場合には、所在地、名称を記載し、代表者が署名又は記名押印してください。)連絡先の電話番号は、提出時に口頭でお知らせください。
- 4 請願者(陳情者)が複数の場合は、代表者(1人または1団体)を定めてください。
- 5 署名簿を提出される場合、署名者の方も住所の記載 と、署名又は記名押印が必要となります。
- 6 請願(陳情)の内容がいくつかに分かれる場合には、その内容でとに請願書(陳情書)を分けて提出してください。請願(陳情)の項目は簡潔に箇条書きにしてください。

- 7 請願書の場合は、紹介議員(1人以上)の署名又は記名押印 が必要です。(陳情書の場合は不要)
- 8 建築物、土地等に関するものは、必要に応じ、案内図や略図を添付してください。
- 9 休日など(土曜、日曜、祝日及び年末年始)を除き、直接持参または郵送(受付締切日必着)により提出してください。FAXやEメールによる提出はできません。
- 10 請願・陳情の受付時期は各定例会初日(当初議案を上程する本会議日)の5日前までとなっています。受付時期を過ぎて提出されたものは、次回定例会で取り扱われます。
- ●問合せ先 議会局議事課 ☎(671)3045



20 YOKOHAMA CITY COUNCIL

が 議会広報の概要について

●ヨコハマ議会だより

定例会の概要や一般質問の質問・答弁の要旨、議案 に対する替否一覧などを中心に編集し、定例会でとに 年4回発行しています。

また、点字版・CD版・デイジー版も作製し、図書館 などで閲覧・視聴できるほか、希望される方にお届け しています。





●横浜市会ポスター

定例会の開催を周知し、傍聴や インターネット中継の利用を促進 するため、定例会ごとにポスター を制作し、市内公共施設、市内全 駅構内、市営交通機関、市立学校 などに掲出しています。







●横浜市会ホームページ

市会ホームページでは、市会の仕組 み、会議日程、議員名簿、議案一覧、委 **昌会の活動概要、会議録、市会の広報な** ど、様々な市会情報を掲載しています。





●インターネット中継

市民と市会

本会議、予算·決算特別委員会、全員協議会、常 任・運営・特別委員会、特別委員会が設置する理事 会、市会歓迎行事等について、インターネットでの生 中継と録画配信を実施しており、パソコン等から視聴 できます。また、市会議事堂や各区役所のモニターテ レビ等では、本会議、予算・決算特別委員会、全員協 議会等の牛中継を実施しています。





●市会PRコーナー

市民に市会をより身近に感じていただけるよう、議 会活動や姉妹都市等からの記念品を紹介するPRコー ナーを、議事堂3階及び7階に設置しています。

●テレビ放映

市会広報番組として、各定例会の概要番組 「市会ダイジェスト」(年4回)をはじめ、「横浜 市会新春語り初め」、を制作し、tvkで放映して います。

これらの番組は、市内に放映網を持つケーブ ルテレビ(7局)で放映するとともに、市会ホー ムページに掲載しています。

各動画はこちら





●動画「予算市会の焦点」

市会で「予算」という市民の暮らしに直結する ことが話し合われていることを広く知っていただ くため、新年度予算案に対する考え方などを議員 がお伝えする動画を制作し、市会ホームページに 掲載しています。



●横浜市会広報動画「みんなの横浜市会」

◆議事堂の紹介動画(2種類)

議会広報会議委員及び議長・副議長が議事堂内の見どころを紹介する動画です。

◆子ども向け学習動画の紹介動画(1種類)

議長、副議長及び議会広報会議委員が、クイズを出題しながら子ども向け学習動画を 紹介する動画です。

■横浜市会Facebook・Twitter

(Facebook)

定例会・委員会情報や正副議長の動向など、市会に関する幅広い 情報を発信しています。



[Twitter]

市会日程やインターネット中継など、市会ホームページの掲載情 報及び横浜市会からのお知らせを発信しています。



●その他の広報物等

市会のことを総合的に知ることができるパンフ レット「市会のしおり」及び市会議事堂を写真で紹 介する「市会リーフレット」を発行しています。

また、各定例会の開催を周知するため、神奈川新 聞に広告記事を年6回程度掲載しています。



鶴見区(定数7

人

鶴見区

神奈川区

神奈川区

西区(定数2人)

(令和5年6月30日現在)



いの うえ **井上 さくら** (井上さくら)

市議8期 〒230-0062 豊岡町22-19(事) ☎(571)6950(事)



柏原 すぐる (日本維新の会)

市議1期 〒230-0015 寺谷2-4-1-3(事) **2**050(3637)5722





東 みちよ (自由民主党)

市議2期 〒230-0062 豊岡町22-23(事) ☎(571)7781(事)



山田 一誠 (自由民主党) 市議2期 〒230-0015 寺谷2-6-11 センリコーポ101(事) ☎(584)1133(事)



かたなべ ただのり 渡邊 忠則 (自由民主党) 市議5期

〒230-0051 鶴見中央2-8-7(事) ☎(521)6427(事)



ふゃ きび 古谷 靖彦 (日本共産党)

市議4期 〒230-0041 潮田町2-120-2 ☎(504)5121(事)



ふじしろ てつ お 藤代 哲夫 (自由民主党)

市議4期 **T221-0002** 大口通28(事) ☎(439)3535(事)





なかやま だいすけ 中山 大輔 (立憲民主党) 市議6期 〒221-0841 松本町2-13-6(事) ☎(324)5184(事)



たけうち やすひろ 竹内 康洋 (公明党)

市議4期 〒221-0002 大口通127-16 コスガビル1F(事) ☎(716)6822(事)



田中 紳一 (日本維新の会) 市議2期 〒221-0825 反町3-22-2 柿田ビル202(事) **2**070(9056)2639



清水 富雄 (自由民主党) 市議8期 〒220-0051 中央2-46-2 万代ビル201号(事)

☎(324)1946(事)

しみず とみお



小松 範昭 (自由民主党) 市議4期 〒221-0802 六角橋2-5-24(事) ☎(491)7515(事)

こ まつ のりあき



荻原 隆宏 (立憲民主党) 市議4期 〒220-0053 藤棚町1-100(事) ☎(334)7213(事)

おぎ わら たか ひろ



宇佐美 さやか (日本共産党) 市議3期 **T221-0822** 西神奈川3-2-17

☎(491)6843(事)



い なみ とし の すけ 伊波 俊之助 (自由民主党) 市議3期 〒231-0842 上野町2-67(事) ☎(625)1200(事)

※(事)…事務所 ※議員名簿は、区別得票順です。

24 YOKOHAMA CITY COUNCIL

市会議員名簿

港南区

市会議員名簿



ふくしま なお こ 福島直子 (公明党)

南区

市議6期 〒231-0806 本牧町1-48-4 ハイツ本牧304 **☎**(624)1634

まつもと松本

市議8期

(自由民主党)

〒231-0065

宮川町2-44(事)

☎(261)2251(事)



にった まさとし 仁田 昌寿 (公明党)

市議8期 〒232-0066 六ツ川4-1129(事) ☎(822)3410(事)



しぶゃ











ゅせ だいすけ 遊佐 大輔 (自由民主党)

市議4期 〒232-0014 吉野町4-19(事) ☎(261)2612(事)



港南区(定数5人)

やま だ けいいち ろう 山田 桂一郎 (日本維新の会)

市議4期 〒233-0004 港南中央通9-14 ライオンズマンション 港南中央110(事) ☎(846)3558(事)



たか だ しゅうへい 髙田 修平 (立憲民主党)

市議1期 〒232-0016 宮元町1-21-1-103(事) ☎(353)9004(事)



せ の ま やすひろ 瀬之間 康浩 (自由民主党)

市議6期 **T233-0012** 上永谷5-6-10(事) ☎(847)5227(事)



森 ひろたか (立憲民主党) 市議2期 〒240-0002

宮田町2-157-7 ☎(336)3507(事)



保土ケ谷区

さいとう しんいち 斉藤 伸一 (公明党)

市議6期 〒240-0044 仏向町196 関川ビル1F(事) ☎(348)2237(事)



たのいかずお 田野井 一雄 (自由民主党)

あんざい ひでとし

安西 英俊

(公明党)

市議4期

〒234-0052

笹下2-9-16

☎(841)2705

市議11期 〒233-0002 上大岡西1-10-5 SKビル402(事) ☎(841)3221(事)



青木 亮祐 (自由民主党)

市議2期 〒240-0054 西谷1-13-25(事) ☎(382)0294(事)



みわ 智恵美 (日本共産党)

市議3期 〒233-0002 上大岡西1-19-20-301(事) ☎(844)3635(事)



いそべ けい た **磯部 圭太** (自由民主党)

市議4期 〒240-0065 和田1-12-17 ホーユウパレス和田町 ☎(337)3331(事)



嵩史 (日本維新の会)

市議1期 〒231-0038 中区山吹町1-2-1001号室 **2**080(2555)9289

※(事)…事務所 ※議員名簿は、区別得票順です。

おおいわ ま さ かず 大岩 真善和 (立憲民主党) 市議4期 〒241-0825

中希望が丘104-21

カラサワビル205(事)

☎(442)8001(事)

旭区



(日本維新の会) 市議3期 〒241-0825 中希望が丘111-1 勝滝ビルB1(事)

☎(212)3327(事)

くしだ 久子





こがゆ 康弘 (民主フォーラム) 市議6期 〒241-0821 二俣川1-5(事) ☎(366)9381(事)

やす ひろ



増永 純女 (自由民主党) 市議1期 〒241-0825 中希望が丘199-1 ☎(744)6628(事)

ますなが あや こ



磯子区(定数4

二井 くみよ (民主フォーラム) 市議2期 〒235-0045 洋光台3-17-29 サウスウィンド101(事) ☎(654)4497(事)



木内 秀一 (公明党) 市議2期 **T241-0821** 二俣川2-58-12 Sビル2F(事) ☎(366)7073(事)

き うち ひでかず



(自由民主党) 市議5期 〒235-0036 中原2-1-20-102 ☎(770)5602(事)

かつのり

勝則

関



磯子区



武田 勝久 (公明党) 市議1期 〒235-0016 磯子2-25-4(事) ☎(761)9205(事)



金沢区

黒川勝 (自由民主党) 市議5期 〒236-0016 谷津町35 ビクスビル3階(事) ☎(781)9580(事)

まさる



太田 正孝 (太田正孝) 市議12期 〒235-0021 岡村6-5-55(事) ☎(761)9610(事)



竹野内 (公明党) 市議3期 〒236-0052 富岡西3-38-1-101(事) **2**080(9804)9782 (事)

たけ の うち



たか はし 高橋 のりみ (自由民主党) 市議4期 〒236-0031 六浦2-6-4(事) ☎(780)3199(事)



ふとし 坂井 (日本維新の会) 市議5期 〒236-0042 釜利谷東8-2-12 柿の木ヴィレッジⅡ 205 ☎(335)3940



ゃ た べ ごりは **谷田部 孝一** (立憲民主党) 市議9期 **T236-0051** 富岡東5-17-18(事) ☎(773)7676(事)





茂 福地 (自由民主党) 市議2期 〒222-0037 大倉山1-12-2-2F(事) ☎(642)4717(事)

※(事)…事務所 ※議員名簿は、区別得票順です。

市会議員名簿

緑区



大山 しょうじ (立憲民主党) 市議6期

港北区

〒223-0053 綱島西1-6-11-301(事) ☎(431)7047(事)

さとう ひろふみ

佐藤 祐文

(自由民主党)

〒223-0057

新羽町1659

フラッシュビル203(事)

☎(546)6940(事)

市議8期



酒井 (自由民主党)

市議5期 〒223-0062 日吉本町4-12-3(事) ☎(561)6633(事)





サラブき やすびろ 望月 康弘 (公明党)

市議5期 〒222-0037 大倉山6-2-18-204(事) ☎(548)8256(事)



しら い まさ こ **白井 正子** (日本共産党)

市議5期 〒222-0001 樽町1-24-36(事) ☎(543)4138(事)

かざま あさみ

(立憲民主党)

市議1期

(事)

〒223-0062

日吉本町1-3-18

2080(7545)9379

甲南ビル301(事)



大野 トモイ (大野トモイ)

市議2期 〒222-0037 大倉山3-1-3-3E ☎(298)8475(事)







かも し だ けいすけ 鴨志田 啓介 (自由民主党)

市議2期 **T226-0025** 十日市場町834-4 チュウバチビル2階 ☎(884)1594(事)





たなか ゆき (立憲民主党)

市議2期 **T227-0061** 桜台30-18 第2桜台ガーデン2F ☎(900)0373(事)



やました まさと (自由民主党)

市議5期 〒225-0002 美しが丘5-1-5-210(事) ☎(905)5006(事)



たか はし まさはる 髙橋 正治 (公明党)

おくだのりこ

越久田 記子

白山2-7-30-1F

2080(3361)3691

(立憲民主党)

市議1期

〒226-0006

青葉区

市議6期 〒226-0019 中山1-20-5 志田ビル102(事) ☎(929)5305(事)



伊藤 くみこ (日本維新の会)

市議1期 **2**080(2551)0031



さいとう たつや 斉藤 達也 (自由民主党)

市議6期 〒226-0014 台村町314 第1秋元ビル2F(事) ☎(935)1315(事)



たたままさと横山 正人 (自由民主党)

市議8期 〒227-0043 藤が丘2-36-41 サンモール田園1F(事) ☎(979)5678(事)



藤崎 浩太郎 (立憲民主党)

市議4期 〒225-0011 あざみ野1-10-6-101(事) ☎(903)0221(事)

※(事)…事務所 ※議員名簿は、区別得票順です。

戸塚区

都筑区(定数5人)

市会議員名簿



ぎょうた ともひと 行田 朝仁 (公明党) 市議4期 〒227-0064 田奈町20-18 **2**(482)5670



都筑区

(民主フォーラム) 市議1期 **2**090(3474)9858



(自由民主党) 市議1期 **2**090(3916)9776



はせがたくま 長谷川 琢磨 (自由民主党) 市議3期 〒224-0045 東方町642(事) **2**090(7701)8118



白井 亮次 市議1期 〒224-0003 中川中央1-23-9 ☎(912)1830(事)

しら い りょう じ



戸塚区(定数6 人





(公明党) 市議1期 〒224-0053 池辺町4704 三留ビル401-1(事) **2**070(9053)1968



いそべ 尚哉 (日本維新の会) 市議1期 〒224-0032 茅ケ崎中央21-8-403(事) **2**050(3575)1777 (事)



鈴木 太郎 市議6期 ₹244-0003 戸塚町4158 山-NO.2ビル203(事) ☎(860)2564(事)



山浦英太 市議3期 〒244-0003 戸塚町121 大川原ビル2F(事) ☎(864)3112(事)



戸塚区

栄区(定数3人)

大和田 あきお (日本共産党) 市議1期 〒244-0003 戸塚町3884-1(事) ☎(865)0074(事)



ふし み ゆき え **伏見 幸枝** (自由民主党) 市議3期 **T244-0816** 上倉田町390-1 表ビル1-B(事) ☎(443)5757(事)



おおくわ まさたか 大桑 正貴 (自由民主党) 市議6期 〒247-0006 笠間2-20-7-102 ☎(892)5187(事)



中島 光徳 (公明党) 市議4期 〒245-0063 原宿4-13-12(事) ☎(410)6307(事)



さかもと かつじ 坂本 勝司 (民主フォーラム) 市議4期 〒244-0003 戸塚町3890(事) ☎(392)7677(事)



は せ がわ 長谷川 えつこ (立憲民主党) 市議2期 〒247-0009 鍛冶ケ谷2-1-2 セントレージヒル101 ☎(390)0601(事)



製石 かつ子 (無所属) 市議4期 **T247-0005**

桂町325-1 パセアル本郷台 103B(事) ☎(443)8166(事)

※(事)…事務所 ※議員名簿は、区別得票順です。

瀬谷区(定数3人)



ふもと り え 麓 理恵 (立憲民主党)

市議5期 〒245-0013 中田東3-15-9(事) ☎(801)8739(事)

瀬谷区



花上 喜代志 (立憲民主党)

市議12期 〒246-0022 三ツ境174-37(事) ☎(363)9749(事)



た やま ゆう た ろう **横山 勇太朗** (自由民主党) 市議4期 T245-0016 和泉町7113(事) ☎(804)5559(事)



く ぼ かずひろ 久保和弘

市議2期 〒246-0031 瀬谷1-20-7 真和瀬谷ビルⅡ102 ☎(298)6845(事)



かじ むら みつる **梶村 充** (自由民主党) 市議7期 **〒245-0013** 中田東3-19-5(事) ☎(806)1051(事)



川口広 (自由民主党)

市議3期 〒246-0031 瀬谷5-15-1 石関ビル1F(事) ☎(654)5105(事)

※(事)…事務所 ※議員名簿は、区別得票順です。



本会議、委員会傍聴にお越しください

問合せ:議会局秘書広報課 2045(671)3040

/ 市会議事堂周辺案内図



■ 議員室電話番号

自由国	主党	(671)	3010
公明党	Ź	(671)	3023
立憲国	主党	(671)	3028
日本組	節の会	(671)	3052
日本井	達党	(671)	3032
民主フ	フォーラム	(671)	4436
太田』	孝	(671)	4915
井上さ	5 くら	(671)	4580
無所属	属(輿石かつ子議員)	(671)	4916
大野ト	・モイ	(671)	4917

■ 議会局電話番号

総務課		(671)	3041
秘書広報課		(671)	3040
議事課	議事担当	(671)	3044
	委員会担当	(671)	3045
政策調査課	政策調査担当	(671)	3047
	法制等担当	(671)	3099

(令和5年6月30日現在)

議会部分は3、5~8階に配置しています。免震層の上部に配置することで、 災害時にも議会機能を継続できるようにしています。

